

## 岡山大学農学部附属山陽圏フィールド科学センター共同利用委員会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学農学部附属山陽圏フィールド科学センター内規第10条の規定に基づき、岡山大学農学部附属山陽圏フィールド科学センター共同利用委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 共同利用実施計画に関すること。
- 二 共同利用予算に関すること。
- 三 共同利用施設及び設備の使用計画に関すること。
- 四 その他共同利用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 岡山大学農学部附属山陽圏フィールド科学センター長(以下「センター長」と言う。)
- 二 大学コンソーシアム岡山に加盟する大学の中から推薦された者 1名
- 三 共同利用申請に関わる大学から推薦された者 1名
- 四 岡山大学農学部の中からセンター長が指名した者 1名

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の成立等)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、委員の過半数の同意をもって決する。
- 3 委員が、病気その他やむを得ない理由により委員会に出席することができない場合は、委員長の同意を得て、代理者を出席させることができる。この場合において、代理者が委員会に出席、又は委員会の議事に同意したときは、前2項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席、又は議事に同意したものとみなす。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めた時は、委員以外の者の説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、農学部事務室において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。